

豊橋市建設生産システム合理化指導要綱

(趣旨)

第1条 建設業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負つて企画力、技術力等総合力を發揮して管理監督を行う機能）と直接施工機能（専門的技能を發揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本である。

分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業としての活力に溢れた建設業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応え得る適正かつ効率的な機能を發揮するためには、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

この要綱は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確化するとともに、建設業における生産システムの在り方を示すものであり、建設業者の取組の指針として必要な事項を定めたものである。

(範囲)

第2条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る建設業者に適用する。

(総合工事業者の責任)

第3条 総合工事業者は、次の各号に掲げる責任を果たすべく努めなければならない。

- (1) 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等的確な経営管理を行い得る能力の向上に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等について書面による適正な契約を締結すること。
- (2) 業種、工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等管理監督機能の向上を図るとともに、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。
- (3) 優良な専門工事業者を選定するため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。
- (4) 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

(専門工事業者の責任)

第4条 専門工事業者は、次の各号に掲げる責任を果たすべく努めなければならない。

- (1) 教育訓練等の実施、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力の向上に努め、経営基盤の強化を図ること。
- (2) 分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行い得る体制の確立に努めるとともに、部分一式等多様な業種・工程を担えるよう努めること。
- (3) 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

(適正な契約の締結及び代金支払等の適正化)

第5条 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

- (1) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書による契約を締結すること。
- (2) 契約の当事者は対等の立場で協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

- (3) 請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件を反映した合理的な金額とすること。また、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。
 - (4) 請負価格は、見積及び協議を行う等、適正な手順を経たうえ、決定すること。
 - (5) 下請契約の締結後、正当に理由がないのに、請負価格を減じないこと。
- 2 下請契約における注文者（以下「注文者」という。）から当該契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者についてもこれに準じた配慮をするものとする。
- (1) 請負代金の支払は、請求書提出締切日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短い期間とすること。
 - (2) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
 - (3) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
 - (4) 発注者（下請契約における注文者を除く。）から前払金の支払を受けたときは、受注者に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。
 - (5) 建設工事に必要な資材を当該建設工事の注文者から購入させる場合、正当な理由がないのに、当該建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

（適正な施工体制の把握）

第6条 建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備し、的確に建設工事の施工体制を把握するものとし、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

（一括下請の禁止等）

第7条 建設業者は、その請け負った建設工事を如何なる方法をもってするかを問わず、全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業者は、不必要的重層下請は行わないものとする。

（技術者の適正な配置）

第8条 建設業者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 工程管理、品質管理、安全管理等の万全を期するため、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。
- (2) 指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法第26条第4項並びに同条第5項による規定を遵守すること。
- (3) 建設業者が工事現場ごとに配置する専任の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とすること。建設業者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（適正な評価に基づく受注者の選定）

第9条 注文者は、受注者の選定に当たっては、当該建設工事の施工に関し建設業法の規定によるほか、次の各号に掲げる事項を的確に評価するとともに、別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意し、優良な者を選定するものとする。

- (1) 施工能力
- (2) 経営管理能力
- (3) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 関係企業との取引の状況

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第10条 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施及び別表2に掲げる事項について措置を講ずるほか、当該建設工事のすべての受注者が別表2に掲げる事項について措置するよう指導、助言、その他の援助を行うものとする。

(遵守のための体制づくり)

第11条 建設業者は、その役職員に対する本要綱の周知徹底に努めなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 豊橋市建設工事元請、下請関係合理化指導要綱（昭和55年4月1日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別 表 2

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成のうえ、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその金額を直接、建設労働者に支払うこと。

- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や、休日の確保には十分配慮すること。
- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についていた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遗漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。
- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。